

質問に対する回答書⑧

東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	入札説明書(8枚目) 評価項目⇒施工の確実性⇒施工計画立案能力	「休憩施設及び本線との近接施工時における一般車両の安全確保について」の施工計画を求められております。施工計画の対象となる時間は、施工時のみと考え、休工期や夜間など施工時以外は対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	休憩施設については夜間に作業は行わないものと想定しておりますが、規制材を存置する場合は存置期間も対象とお考えください。
2	入札説明書(8枚目) 評価項目⇒施工の確実性⇒施工計画立案能力	「休憩施設及び本線との近接施工時における一般車両の安全確保について」の施工計画を求められております。施工計画の対象となる作業は、ファイル名:「③-1【設計図】東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事」の「設計図」の蓮田サービスエリア(下り線)施工区分図(P2)に記されている蓮田サービスエリア(下り線)での作業(路床再構築、駐車ます書換え、橋梁下部工構築、1次掘削および工事ヤード造成範囲)と考えてよろしいでしょうか。また、これら作業以外に対象となる作業がありましたら、ご教示ください。	一般車両への安全を施工中に確保するものため、仮設防護柵等の設置撤去や工事車両の移動等を含めた工事全般が対象です。
3	ファイル名:③-2【設計図】東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事⇒橋梁下部工⇒施工計画図(1)～(2)(参考図)(P29～P30)	施工計画図(1)(参考図)「A1橋台杭打設時本線規制」(P29)、施工計画図(2)(参考図)「A2橋台杭打設時本線規制」(P30)があります。本工事において本線を規制しての作業は、この図面に記載されているA1・A2橋台の杭打設作業のみと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。また、これ以外に本線を規制しての作業がありましたらご教示ください。	本線規制の工種は基礎杭、仮設防護柵工及び本線標識改良工等の工事に必要となる規制を計上しています。